

# いじめ対策について

～令和6年度第2回総合教育会議～



令和6年11月8日  
富士見市教育委員会

# 本日の流れ



- 1 いじめの定義
- 2 いじめ問題の現状
- 3 いじめ問題に関する国の動向
- 4 富士見市の実態
- 5 いじめをなくすための取組
- 6 教育相談室の取組
- 7 いじめの重大事態
- 8 成果と課題
- 9 今後の取組

- 1 いじめの定義**
- 2 いじめ問題の現状
- 3 いじめ問題に関する国の動向
- 4 富士見市の実態
- 5 いじめをなくすための取組
- 6 教育相談室の取組
- 7 いじめの重大事態
- 8 成果と課題
- 9 今後の取組



## 【いじめの定義について（変遷）】

昭和61年

「自分より**弱いもの**に対して**一方的に**」「身体的・心理的な**攻撃**を**継続的**に加え、」「相手が**深刻な苦痛**を感じているもの」「学校としてはその**事実を確認**しているもの」

平成6年

「『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、**いじめられた児童生徒の立場に立って**行うものとする。」が追加

## 【いじめの定義について（変遷）】

平成18年

「**一方的に**」「**継続的に**」「**深刻な**」が削除

「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な**攻撃**を受けたことにより、**精神的な苦痛**を感じているものとする。」が追加

## 【いじめの定義について（平成25年）】

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(※)に在籍している等**当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）**であって、**当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの**」

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

（「いじめ防止対策推進法」 第一章 総則より抜粋）

- ▶平成25年度に初めて法によるいじめの定義付けがされた
- ▶それ以前は『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』においていじめの定義付けがされていた

## 【いじめの解消の定義】

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が**相当の期間**（少なくとも3か月を目安）**継続**していること。
- ②被害児童・生徒が**心身の苦痛を感じていない**こと。

（「いじめの防止等のための基本的な方針」参考）

- 1 いじめの定義
- 2 いじめ問題の現状**
- 3 いじめ問題に関する国の動向
- 4 富士見市の実態
- 5 いじめをなくすための取組
- 6 教育相談室の取組
- 7 いじめの重大事態
- 8 成果と課題
- 9 今後の取組



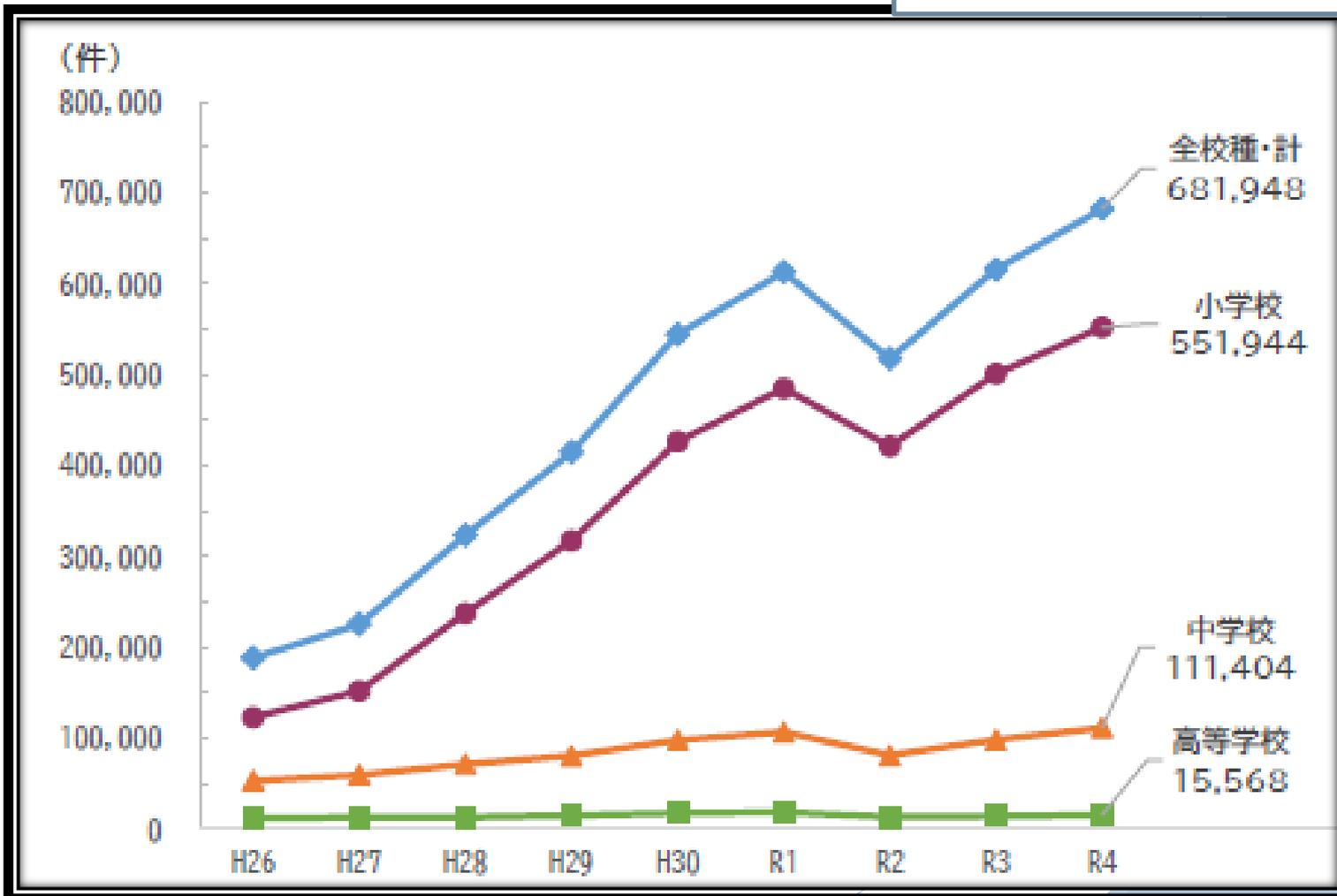
### 【報道された主ないじめ問題】

- ・ 2011年10月 大津市中2いじめ自殺事件
- ・ 2020年11月 町田市小6いじめ自殺事件
- ・ 2021年 2月 野々市市中1いじめ自殺事件
- ・ 2021年 2月 旭川市中2いじめ凍死事件

等

## 【いじめ認知の推移】

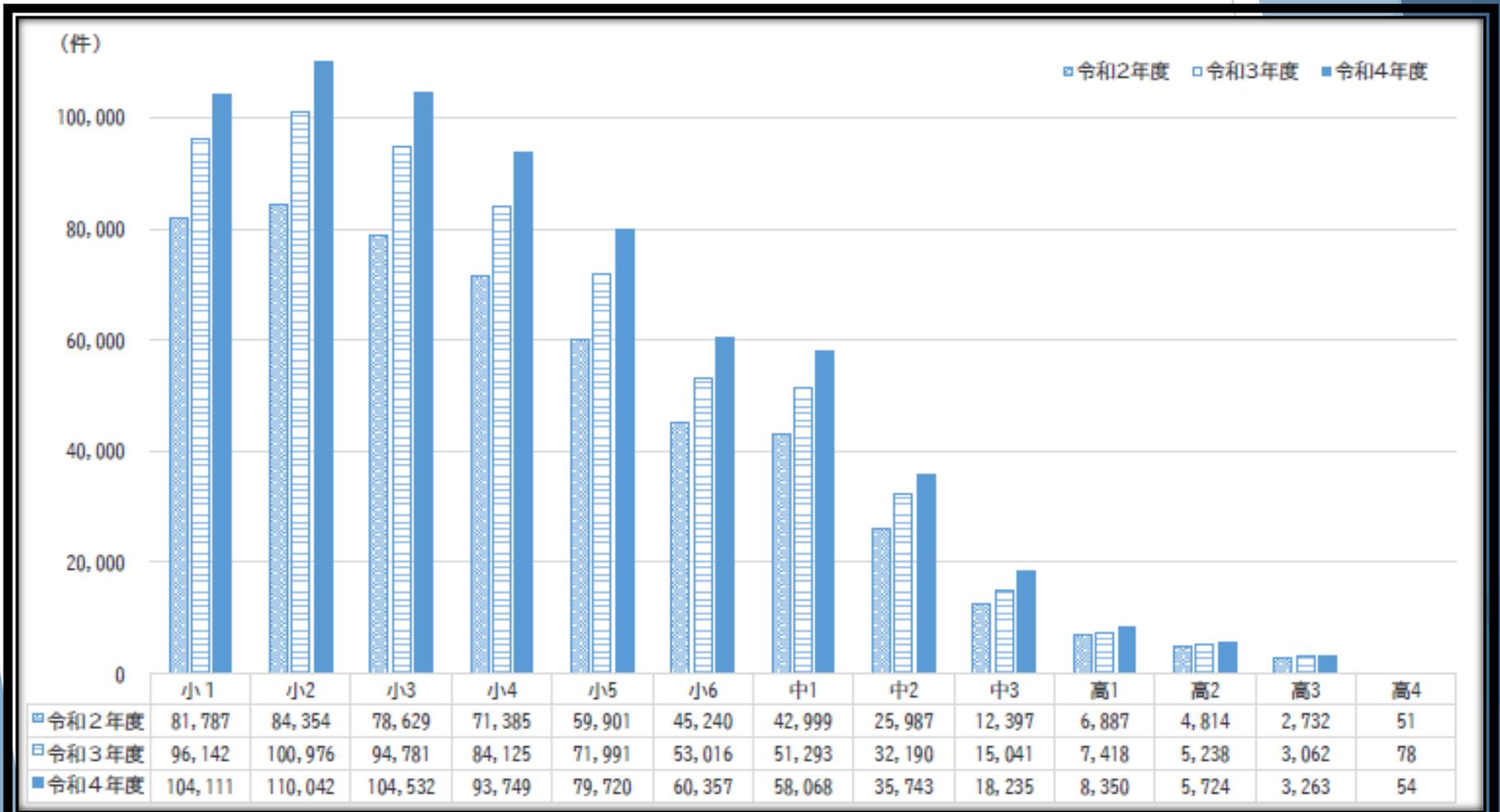
令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要（文部科学省）より



# 2 いじめ問題の現状

## 【学年別いじめの認知件数】

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要（文部科学省）より



- 1 いじめの定義
- 2 いじめ問題の現状
- 3 いじめ問題に関する国の動向**
- 4 富士見市の実態
- 5 いじめをなくすための取組
- 6 教育相談室の取組
- 7 いじめの重大事態
- 8 成果と課題
- 9 今後の取組



## 【国の取組】

- ・平成23年 6月 子供の自殺が起きたときの  
背景調査の指針
- ・平成25年 9月 いじめ防止対策推進法
- ・平成25年10月 いじめ防止等のための  
基本的な方針
- ・令和 6年 8月 いじめ重大事態の調査に  
関するガイドライン

## 道徳の教科化

小学校は平成30年度から、中学校は令和元年度から道徳が教科化

### 【背景】

- ・ 深刻化・複雑化するいじめ問題への対応
- ・ 道徳教育の充実に向けた議論
- ・ 道徳教育の実態や現状の見直し

### 【ポイント】

- ・ 授業時間の確保
- ・ 検定教科書の導入
- ・ 評価制度の導入

量的転換

年間35時間

質的転換

授業の質の向上

## 【生徒指導提要の改訂 ※令和4年12月】

- ・ 積極的な生徒指導の充実
- ・ 個別の重要課題を取り巻く社会環境の変化の反映
- ・ 学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映

## 〈生徒指導の実践上の視点〉

- ・ **自己存在感の感受**
- ・ **共感的な人間形成の育成**
- ・ **自己決定の場の提供**
- ・ **安全・安心な風土の醸成**

- 1 いじめの定義
- 2 いじめ問題の現状
- 3 いじめ問題に関する国の動向
- 4 富士見市の実態**
- 5 いじめをなくすための取組
- 6 教育相談室の取組
- 7 いじめの重大事態
- 8 成果と課題
- 9 今後の取組



### 【市の取組】

- ・平成25年11月 いじめのない学校づくり  
子ども宣言
- ・平成27年 3月 いじめ防止条例
- ・平成30年 3月 いじめ防止基本方針改定

### いじめ対策のポイント

- ・未然防止・早期発見・早期対応
- ・いじめがあることを前提⇒解消に注力

## 【いじめの認知件数（R2～R5）】

	小学校	中学校
令和2年度	381件	47件
令和3年度	493件	38件
令和4年度	467件	56件
令和5年度	549件	43件

## 【いじめの態様（R5）】

	小学校	中学校
1	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 (281件)	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 (30件)
2	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。(153件)	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。 (5件)
3	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。(48件)	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。(4件)
4	仲間外れ、集団による無視をされる。(41件)	仲間外れ、集団による無視をされる。(4件)

## 【いじめの解消率（R2～R5）】

	小学校	中学校
令和2年度	95.5%	100%
令和3年度	99.4%	100%
令和4年度	99.1%	100%
<b>令和5年度</b>	<b>97.3%</b>	<b>100%</b>

- 1 いじめの定義
- 2 いじめ問題の現状
- 3 いじめ問題に関する国の動向
- 4 富士見市の実態
- 5 いじめをなくすための取組**
- 6 教育相談室の取組
- 7 いじめの重大事態
- 8 成果と課題
- 9 今後の取組



## 富士見市いじめ防止基本方針

### 学校教育課での取組

**対象：児童生徒**

いじめのない学校  
づくり子ども会議

**対象：有識者**

いじめのない学校  
づくり委員会

**対象：学校**

学校指導  
(生徒指導訪問、研修会等)

### 学校での取組

**対象：授業**

道徳教育の充実  
特別活動の充実

**対象：教員**

生徒指導会議  
ケース会議

**対象：その他**

特色ある取組  
(動育、人権週間等)

## （1）いじめのない学校づくり子ども会議

- ・各校代表（児童生徒）が参加
- ・年1回開催
- ・学校の取組を共有
- ・いじめ撲滅に向け協議



## （2）いじめのない 学校づくり委員会

- ・有識者5名で組織  
（大学教授・弁護士・人権擁護委員・教育相談員・臨床心理士）
- ・年3回開催
- ・いじめへの対応について協議



## （3）生徒指導訪問

- ・ 年に3回
- ・ 担当指導主事、教育相談室、SSW（スクールソーシャルワーカー）が全ての学校を訪問
- ・ 市からの情報提供
- ・ 学校の現状について把握
- ・ **学校の課題に対する指導・助言**

等

## (4) 生徒指導重点校の取組

- ・ 令和6年度は勝瀬中学校・富士見台中学校
- ・ 1名の生徒指導重点校加配
- ・ **小中連携対応教諭が小学校への生徒指導会議や授業に参加し、小中で一貫した生徒指導・不登校対策の実施を行う。**

## (5) いじめ防止対策推進委員会・ 生徒指導主任等研修会

- ・ 年に3回
- ・ 各校生徒指導主任等代表1名参加
- ・ 市からの情報提供
- ・ 学校の現状について情報交換
- ・ **学校の生徒指導上の課題 (いじめ問題含む)  
について協議**
- ・ **事例研修**

等

## （1）道徳教育の充実

### 考え、議論する道徳

#### 道徳的価値の理解

- ①人間としてよりよく生きる上で大切なことである  
という理解 ⇒ 価値理解
- ②大切であってなかなか実現することができない  
人間の弱さなどの理解 ⇒ 人間理解
- ③道徳的価値を実現したり、実現できなかったりする  
場合の感じ方、考え方は一つではない、多様で  
あるという理解 ⇒ 他者理解

## （2）特別活動の充実

### 特別活動と生徒指導との関わり

- ①所属する集団を、自分たちの力によって円滑に運営することを学ぶ
- ②集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ぶ
- ③集団としての連帯意識を高め、集団や社会の形成者としての望ましい態度や行動の在り方を学ぶ

## （3）生徒指導会議

- ・ 各校の実態に応じて定期的開催
- ・ 主に、校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等が参加
- ・ 各学級の現状と課題等について報告
- ・ **生徒指導や不登校等に関する問題**について協議を行う。

## （4）ケース会議

- ・ 必要に応じて開催
- ・ 主に、校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、該当学年教員等が参加
  - ※保護者、本人、SC（スクールカウンセラー）、SSW、福祉施設、医療機関等が参加する場合もある。
- ・ 支援を必要とする生徒や児童の事例を検討し、**具体的な支援策や取組を決定する。**

## （5）特色ある取組

針ヶ谷小：動育

関沢小：包括的セクシュアリティ教育

勝瀬小：人権週間

つるせ台小：スマイルポスト

みずほ台小：ふわふわ言葉

本郷中：ネットトラブルゼロ委員会

西中：幸せに生きるために



- 1 いじめの定義
- 2 いじめ問題の現状
- 3 いじめ問題に関する国の動向
- 4 富士見市の実態
- 5 いじめをなくすための取組
- 6 教育相談室の取組**
- 7 いじめの重大事態
- 8 成果と課題
- 9 今後の取組



**(1) 教育相談受付件数**

**(2) アセスを活用した支援**

**(3) ピア（仲間）サポートの充実による、  
互いに支え合う心の醸成**

## (1) 教育相談受付件数 (R2～R5)

		R2	R3	R4	R5
不登校	小	226	200	206	237
	中	140	192	148	156
	合計	366	392	354	393
交友関係	小	13	26	16	23
	中	4	3	11	7
	合計	17	29	27	30
いじめ	小	13	4	2	4
	中	2	7	0	2
	合計	15	11	2	6
学校・担任 とのトラブル	小	12	19	46	17
	中	9	6	12	8
	合計	21	25	58	25

## (2) アセスを活用した支援

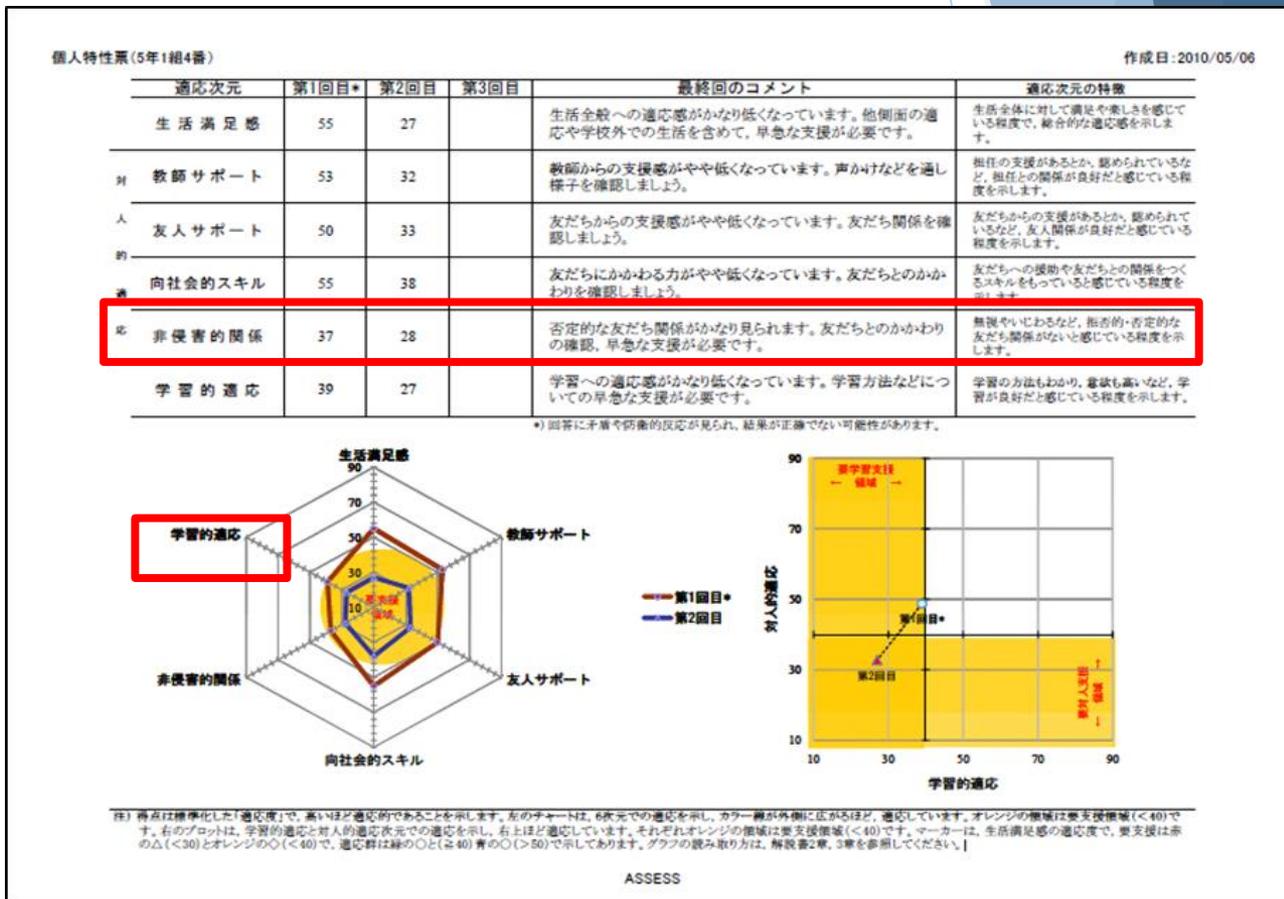
### アセス (学校適応感尺度)

※児童生徒の学校適応感を高めるために開発された客観的尺度

- 学校適応感を高めるうえで重要な6つの要素

- 1) 「生活満足感」
- 2) 「教師サポート」
- 3) 「友人サポート」
- 4) 「向社会的スキル」
- 5) 「非侵害的關係」
- 6) 「学習適応感」

を項目ごとに偏差値化



## アセスのアンケート項目＝学校適応感を高めるための支援策

### 1)生活満足感（生活全体（学校＋その他））

- ・気持ちがすっきりとしている
- ・まあまあ、自分に満足している
- ・気持ちが楽である
- ・自分はこのびのびと生きていると感じる
- ・生活がすごく楽しいと感じる

### 4)向社会的スキル（社会性）

- ・あいさつはみんなにしている
- ・落ち込んでいる友だちがいたら、その人を元気づける自信がある
- ・困っている人がいたら、進んで助けようと思う
- ・友だちや先生にあったら、自分からあいさつをしている
- ・相手の気持ちになって考えたり行動する

### 2)教師サポート感（教師からの支援）

- ・担任の先生はわたしのことをわかってくれている
- ・担任の先生は、私のことを気にしてくれている
- ・担任の先生は信頼できる
- ・担任の先生は困ったときに助けてくれる
- ・担任の先生は私のいいところを認めてくれている

### 5)非侵害的關係（いじめ、侵害）

- ・友だちにからかわれたり、バカにされることがある
- ・陰口を言われているような気がする
- ・仲間に入れてもらえないことがある
- ・友だちにいやなことをされることがある
- ・友だちから無視されることがある

### 3)友人サポート感（友人からの支援）

- ・いやなことがあったとき、友だちは慰めたり励ましたりしてくれる
- ・「いいね」「すごいね」と言ってくれる友だちがいる
- ・悩みを話せる友だちがいる
- ・友だちは、わたしのことをわかってくれる
- ・元気がないとき友だちはすぐ気づいて声をかけてくれる

### 6)学習適応感（学習）

- ・勉強のやり方がよくわからない
- ・勉強の問題が難しいとすぐにあきらめてしまう
- ・授業がよくわからないことが多い
- ・勉強について行けないのではないかと不安になる
- ・自分は勉強はまあまあできると思う

(3) ピア（仲間）サポートの充実による、  
互いに支え合う心の醸成

**ピア・サポート**

＝

仲間同士の支え合い

○ピア・サポーターとは・・・仲間を支える人という意味です。

たとえば・・・

- 一人ぼっちでいる人に声をかける。
- だれかが、悩んでいるときに話をきく。
- けんかをしている人たちから、それぞれの言い分をきく。
- 勉強でわからないところを一緒に考える。
- だれかが、何かうまくいかないときに、一緒に行動して励ます。
- だれかがいいことをやったときに気づいて、声をかけれる。
- がんばっている人を見つけて、あたたかい声をかける。
- 喜んでいる人がいたら一緒に喜び合う。

など、悩んでいる人から元気な人まで、  
みんなの力になる人のことです。

# 6 教育相談室の取組

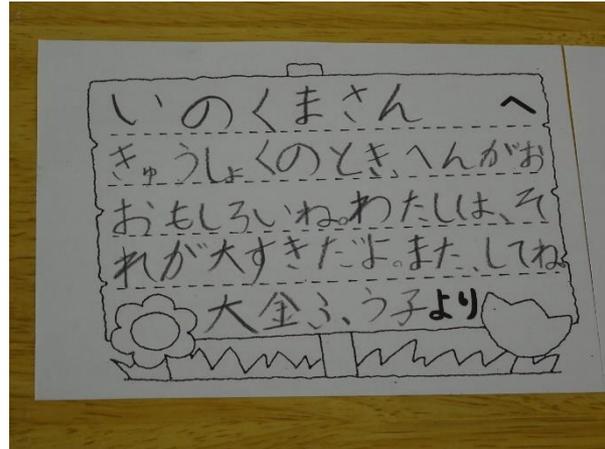
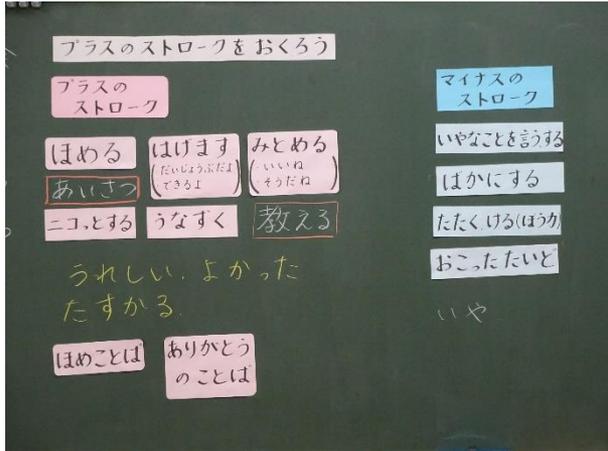
R5 全国学力・学習状況調査児童・生徒質問紙 (％)

		当てはまる	どちらかというとはまる	どちらかというとはまらない	当てはまらない
自分には、よいところがあると思いますか	小学生	39.5	39.8	13.4	7.2
	中学生	36.1	42.4	14.9	6.6
難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦していますか	小学生	27.6	44.9	22.4	5.1
	中学生	21.4	45.6	27.6	5.3
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか	小学生	83.9	12.9	2.2	0.9
	中学生	82.3	13.9	2.6	1.1
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか	小学生	35.5	32.6	20.2	11.6
	中学生	32.5	34.1	21.7	11.7
人の役に立つ人間になりたいと思いますか	小学生	75.1	20	3.4	1.5
	中学生	73.5	21.5	3.4	1.5
学校に行くのは楽しいと思いますか	小学生	51.8	33.6	9.8	4.7
	中学生	46	37	11.6	5.4
友達と協力するのは楽しいと思いますか	小学生	72.6	21.4	4.3	1.5
	中学生	66.1	27.5	4.8	1.4



**ピア・サポート**

# 6 教育相談室の取組



## H29 ピア・サポート活動の導入・実践に係る提案

### 勝瀬小学校版ピア・サポートの実践

◆ 所属・提案者（◎代表者） 富士見市立勝瀬小学校 ◎楠井 陽子、小森 唯 ほか

#### 【成果】

- ① 互いに認め合い、学び合う児童の育成  
友人的サポート感、向社会的スキル、非侵害的関係の数値が向上しており、児童相互の人間関係がよくなっていると考えられる。
- ② いじめ等の減少  
非侵害的関係の数値が向上しており、児童相互の侵害が減っていると考えられる。
- ③ 教職員の指導力の向上  
教師サポート感の数値が向上しており、教職員の指導力の向上が図られたと考えられる。
- ④ 不登校数の減少  
不登校数が減少している。

#### 【課題】

- 学習的適応感と生活満足感の数値が下降している。
- 教科指導の充実や保護者地域との連携を推進する必要がある。

- 1 いじめの定義
- 2 いじめ問題の現状
- 3 いじめ問題に関する国の動向
- 4 富士見市の実態
- 5 いじめをなくすための取組
- 6 教育相談室の取組
- 7 いじめの重大事態**
- 8 成果と課題
- 9 今後の取組



## (1) いじめの重大事態とは

### いじめ防止対策推進法による定義

第1号	「いじめにより当該学校に在籍する児童等の <b>生命、心身又は財産に重大な被害</b> が生じた疑いがあると認める」事態
第2号	「いじめにより当該学校に在籍する児童等が <b>相当の期間学校を欠席</b> することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態

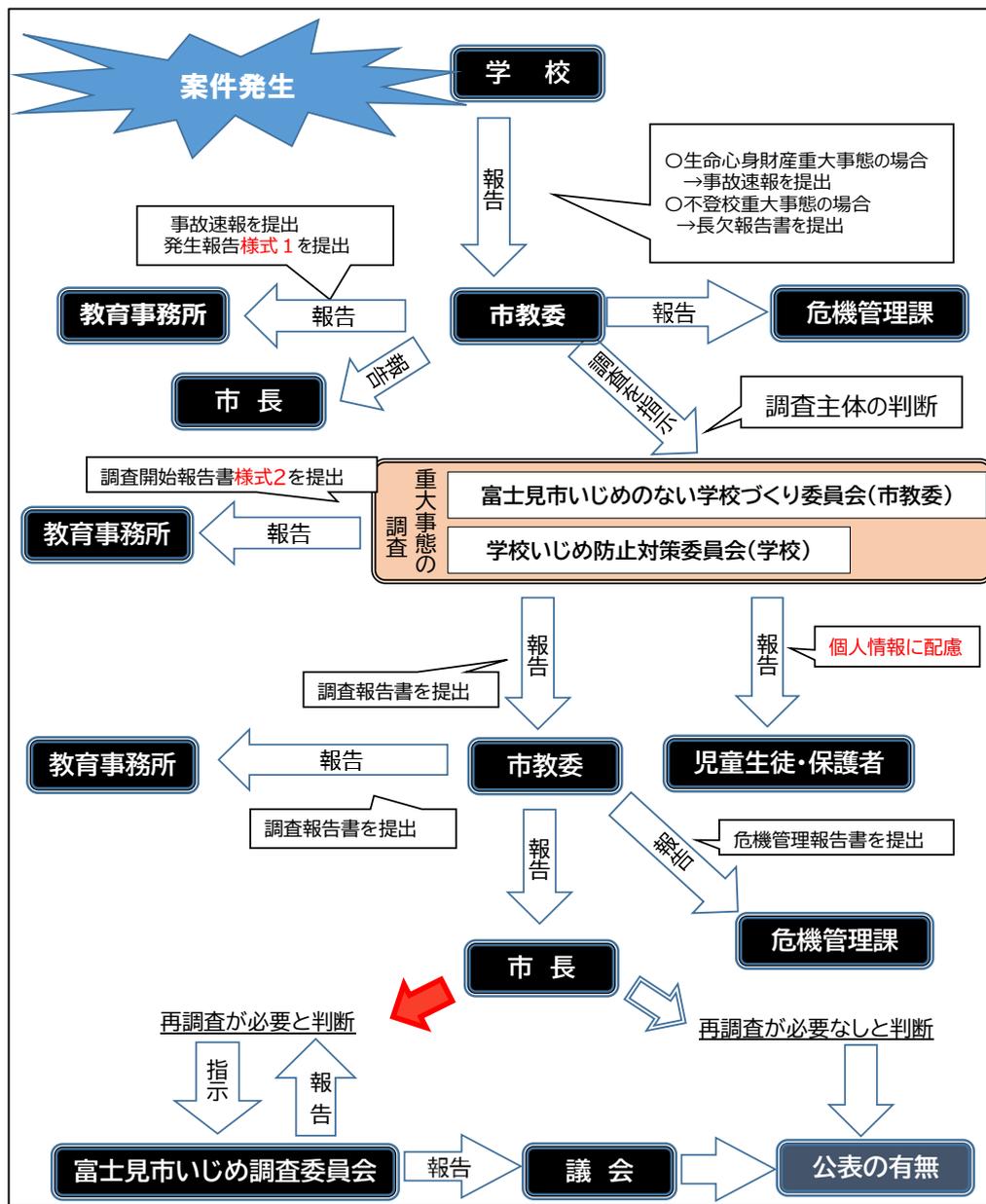
## (2) いじめの重大事態の判断

重大事態の判断は学校の設置者又は学校が行う（単に**特定の教職員のみによる判断**ではなく、学校の設置者又は学校として判断を行う。）。

第2号の不登校重大事態は年間30日の欠席を目安としているが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、重大事態に該当するか否かの判断を行う必要がある。

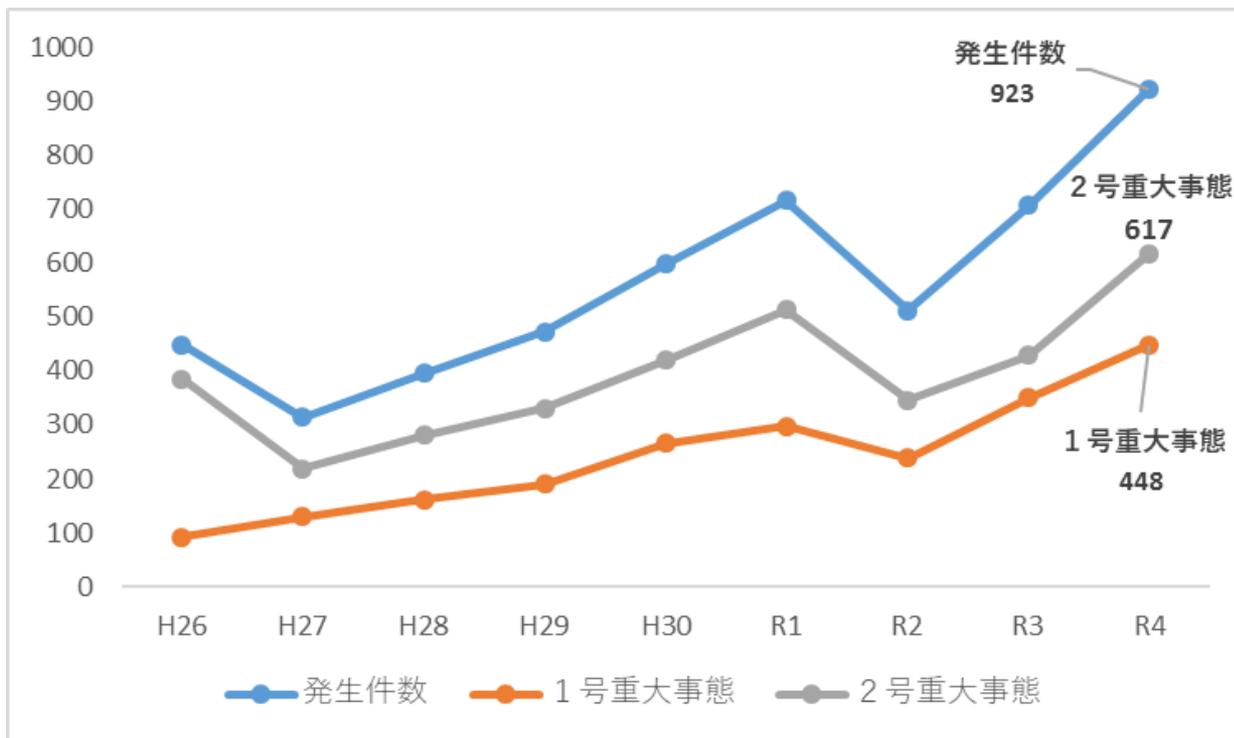
## (3) 富士見市いじめ重大事態への対応フロー（案）

※令和6年6月  
学校教育課  
生徒指導担当作成案



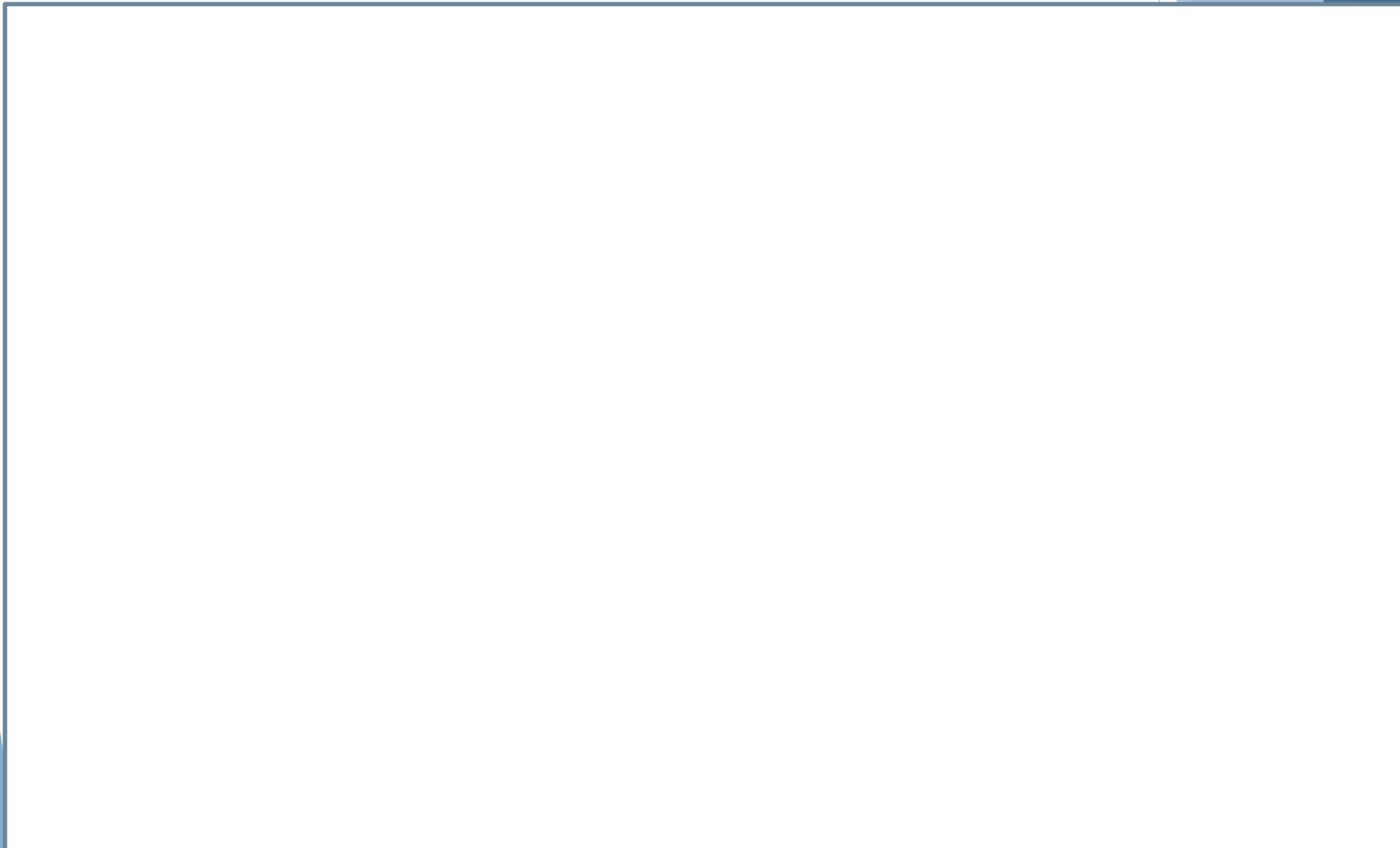
## 【「重大事態」の発生件数（全国）】

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要（文部科学省）より



	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
発生件数	449	314	396	472	598	716	512	706	923
1号重大事態	92	130	161	190	266	298	238	350	448
2号重大事態	385	219	281	330	420	513	345	429	617

## 【本市で発生した重大事態の概要】



- 1 いじめの定義
- 2 いじめ問題の現状
- 3 いじめ問題に関する国の動向
- 4 富士見市の実態
- 5 いじめをなくすための取組
- 6 教育相談室の取組
- 7 いじめの重大事態
- 8 成果と課題**
- 9 今後の取組



### 【成果】

- ・ 教職員の**共通理解**に基づく  
**積極的認知**
- ・ 各学校の**充実した取組**

### 【課題】

- ・ いじめ問題における**適切な対応**
- ・ **家庭・地域との連携**

- 1 いじめの定義
- 2 いじめ問題の現状
- 3 いじめ問題に関する国の動向
- 4 富士見市の実態
- 5 いじめをなくすための取組
- 6 教育相談室の取組
- 7 いじめの重大事態
- 8 成果と課題
- 9 今後の取組**



- **道徳教育の推進**
- **包括的セクシュアリティ教育の推進**
- **各学校のいじめ撲滅に向けた取組の充実**
- **研修による教員の対応力の向上**

今後も、子どもたちの笑顔と健やかな成長のため、いじめ撲滅に向けて全力で取り組んでまいります

ご清聴ありがとうございました

